

政令の改正について

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく、歴史的風土特別保存地区内における行為の制限等について」について、平成13年7月16日付けで国土交通大臣から社会資本整備審議会会長あてに諮問があり、同日、同審議会から歴史的風土分科会に対して審議の付託があった。

歴史的風土分科会での審議結果は、7月19日付けで社会資本整備審議会会長に報告され、同日、同審議会会長から国土交通大臣あてに答申された。

この答申を踏まえ改正された政令案は、8月3日の閣議決定を経て、8月8日に公布、同月24日に施行した。

改正された政令（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令。以下「古都保存法施行令」という。）の内容は、次のとおりである。

- 1 歴史的風土特別保存地区内において許可を要する行為に、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積を追加した。（古都保存法施行令第2条第2号）
- 2 歴史的風土特別保存地区内において許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（以下「管理行為等」という。）について、
管理行為等に、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10㎡以下であり、かつ、高さが1.5m以下であるものを追加した。
（古都保存法施行令第5条第8号）
管理行為等とされている建築物の存する敷地内で行う行為から、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5mを超えるものを除外した。
（古都保存法施行令第5条第9号口(8)）
- 3 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積に係る許可基準としては、当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないことを定めた。
（古都保存法施行令第6条第13号）

4 その他（歴史的風土保存区域における届出）

歴史的風土保存区域内において届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為（以下「管理行為等」という。）について、

管理行為等に、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が60㎡以下であり、かつ、高さが1.5m以下であるものを追加した。

（古都保存法施行令第3条第7号）

管理行為等とされている建築物の存する敷地内で行う行為から、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5mを超えるものを除外した。

（古都保存法施行令第3条第8号口(3)）

参 考

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の改正とともに、「都市緑地保全法施行令」、「首都圏近郊緑地保全法施行令」、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令」についても所要の改正を行った。

都市緑地保全法施行令の改正

- ・ 緑地保全地区内における行為の制限
 - 1． 緑地保全地区内において許可等を要する行為として屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積を定めた。
 - 2． 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積のうち許可等を要しない通常の管理行為、軽易な行為を定めた。
- ・ 国庫補助金の額
 - 1． 都市緑地保全法第10条第1項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に3分の1を乗じて得た額とした。
 - 2． 都市緑地保全法第10条第2項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する施設の整備に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額とした。

首都圏近郊緑地保全法施行令の改正

- 1． 近郊緑地保全区域内において届出等を要する行為として屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積を定めた。
- 2． 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積のうち届出等を要しない通常の管理行為、軽易な行為を定めた。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の改正

- 1． 近郊緑地保全区域内において届出等を要する行為に屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積を追加した。
- 2． 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積のうち届出等を要しない通常の管理行為、軽易な行為を定めた。